

本来、園で薬を飲ませることは法律違反です。

やむを得ず薬を持参される場合

- ① 保育者から「お薬依頼書」を受け記入し、一緒に手渡してください。
- ② 医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬は対応できません。
- ③ 1回分を持参する。水薬は小さい容器に移してください。
- ④ 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑤ 長期間継続して飲まなければならない薬の場合にご相談下さい。
- ⑥ 吸入などの医療行為は園では実施できないことになっております。
- ⑦ 医療機関で幼児園に通っていることを医師に伝えて下さい。

お薬依頼書		
記入のうえ、保育士に薬と一緒にお渡し下さい。解熱剤・市販の薬はお預かりいたしません。		
依頼日 平成 年 月 日		
依頼先 豊里幼児園		
組		
児童名 _____		保護者 _____ 印
病名	病院名	病院での処方日 平成 年 月 日
薬の内容		
抗生剤・下痢止め・咳き止め		外用薬(塗薬・点眼)
昼食前	時	水・粉()・塗()
昼食後	時	水・粉()・塗()
3時おやつ前	時	水・粉()・塗()
3時おやつ後	時	水・粉()・塗()
受付保育士 _____ 印		投与保育士 _____ 印